

【返戻金制度について】

期間の定めのない採用決定者が甲に入社後、自己都合により３ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に対し次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日の属する月の翌月末日までに、返還することとする。

- ・ 入社後１ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の 75%
- ・ 入社後２か月以内に退社・・・紹介手数料の 50%
- ・ 入社後３ヶ月以内に退社・・・紹介手数料の 25%

但し、甲の採用決定者に対する労働条件が採用決定時の労働条件明示書と著しくことなることによる退社の場合、又は甲の都合による退社（解雇）はこの限りではない。